

さくらの里山科・介護老人福祉施設運営規程

社会福祉法人心の会

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人心の会が運営する指定介護老人福祉施設さくらの里山科（以下「施設」という。）の適正な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(運営方針)

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することをめざすものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地、および種別は次のとおりとする。

- ①名 称 さくらの里山科
- ②所在地 神奈川県横須賀市太田和5丁目8番地1
- ③種 別 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

第2章 職員および職務内容

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務）
施設の業務を統括する。また、職員の指揮監督を行う。
- ② 事務員 5名（常勤兼務1名、非常勤兼務4名）
施設の庶務および会計事務を行う。
- ③ 生活相談員 3名（常勤兼務3名）
入居者の日常生活についての相談、援助、およびこれらの計画の企画立案を行う。また、入退居に関する業務を行う。
- ④ 介護支援専門員 3名（常勤兼務3名）
施設サービス計画の作成、進行管理および評価を行う。
- ⑤ 介護職員 55名以上（常勤専従30名以上、非常勤専従25名以上）
入居者の日常生活の介護、指導、援助を行う。
- ⑥ 看護職員 6名以上（常勤兼務2名、非常勤兼務4名以上）
入居者の看護、医師の診察の補助、健康管理および保健衛生業務を行う。
- ⑦ 機能訓練指導員 1名（常勤専従1名）
入居者の機能回復、機能維持に必要な訓練、指導を行う。
- ⑧ 栄養士 2名（常勤兼務2名、うち管理栄養士1名）
給食献立の作成、入居者の栄養指導を行う。
- ⑨ 調理師 4名以上（常勤兼務3名、非常勤兼務1名以上）
栄養士の作成した献立表による調理業務を行う。

- ⑩ 調理職員 4名以上（非常勤兼務4名以上）
調理師の指導のもと、調理業務を行う。
- ⑪ 医師 1名（常勤兼務）
入居者の診察、健康管理および保健衛生指導を行う。

（職員の勤務体制等）

第5条 施設の職員の勤務体制は、就業規則に定めるところによる。

- 2 管理者は毎月の勤務割表を、その前月の25日までに策定のうえ、職員に周知するものとする。
- 3 管理者は、業務に支障のない範囲内で、職員の資質向上のための研修の機会を積極的に設けるものとする。

（職員の勤務時間）

第6条 職員の勤務時間は、次のとおりとする

- ① 7時～16時
- ② 8時30分～17時30分
- ③ 9時～18時
- ④ 9時30分～18時30分
- ⑤ 10時～19時
- ⑥ 11時～20時
- ⑦ 13時～22時
- ⑧ 7時～11時
- ⑨ 10時～14時
- ⑩ 15時～19時
- ⑪ 18時～22時
- ⑫ 22時～翌朝7時（夜勤勤務）

第3章 入居定員

（定員）

第7条 施設の入居者の定員は、100名とする。

- 2 入居者の生活の場となるユニットは2-1、2-2、2-3、2-4、3-1、3-2、3-3、3-4、4-1、4-2の10ユニットとし、各ユニットの定員は10名とする。

第4章 入退居

（サービス内容及び手続の説明および同意）

第8条 施設は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入居申込者またはその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務体制、その他必要と認められる事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

（サービス提供拒否の禁止）

第9条 施設は、正当な理由なく指定介護老人福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第10条 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等を紹介するなどの適切な措置を講じるものとする。

(受給資格等の確認)

- 第11条 施設は、指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という）の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 施設は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、施設サービスを提供するよう努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第12条 施設は、要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(入退居)

- 第13条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。
- 2 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めるものとする。
- 3 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 4 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するものとする。
- 5 前項の検討にあたっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議するものとする。
- 6 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者およびその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行う。
- 7 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第5章 サービス（処遇）内容及び費用の額

(サービスの取扱方針)

- 第14条 施設は、施設サービスの提供に当たって、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式および生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。
- 2 施設は、施設サービスの提供に当たって、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮するものとする。
- 3 施設は、施設サービスの提供に当たって、入居者のプライバシーの確保に配慮するものとする。
- 4 施設は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に施設サービスを提供するものとする。
- 5 職員は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 6 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

- 7 施設は、入居者について、病院または診療所に入院する必要がある場合であって、入院後概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居できるようにするものとする。

(介護)

- 第15条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。
- 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもってこれに代えることがある。
- 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うものとする。
- 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
- 6 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
- 7 施設は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 8 施設は、入居者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。
- 9 施設は、サービスの提供にあたっては、入居者の家族の相談に適切に応じるとともに、常に入居者の家族との連携を図り、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(食事)

- 第16条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。
- 2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
- 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
- 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

(相談及び援助)

- 第17条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第18条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に関する活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。
- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者またはその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図りつつ、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(利用料等)

第19条 施設の利用料は、厚生労働大臣の定める基準の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- ① 居住費 月額 76,500円 (1日 2,550円)
内訳：建設工事費、建設整備に係わる支払利息、施設に関わる光熱水費、備品購入費、修繕費積み立て、建物管理費、他
- ② 食費 1日 1,930円
内訳：調理職員人件費、生ごみ処理費、厨房の管理費、食材費(朝食、昼食、夕食、おやつ)他
- ③ 個人の家電品の電気料

液晶テレビ (45インチ以上)	月額	620円
液晶テレビ (40インチ以上)	月額	530円
液晶テレビ (32インチ以上)	月額	440円
液晶テレビ (28インチ以上)	月額	260円
液晶テレビ (21インチ以上)	月額	170円
液晶テレビ (14インチ以上)	月額	100円
DVDプレーヤー	月額	10円
コンポステレオ	月額	10円
デスクトップパソコン	月額	110円
ノートパソコン	月額	40円
小型冷蔵庫	月額	650円
加湿器	月額	400円
電気毛布	月額	100円
ホットカーペット 2畳用	月額	1,600円
ホットカーペット 3畳用	月額	2,100円
ホットカーペット 4.5畳用	月額	2,680円
こたつ	月額	1,600円
セラミックファンヒーター (1000W 未満)	月額	7,020円
セラミックファンヒーター (1000W 以上)	月額	12,600円
電気ポット (2ℓ 未満)	月額	260円
電気ポット (2ℓ 以上)	月額	350円
- ④ 預り金管理費 月額 1,000円
内訳：立替払い、領収書整理、元帳作成、銀行関係業務、報告書作成、郵送費、他
- ⑤ 前4項目に掲げるものの他、施設サービスにおいて提供する便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるものについては、実費とする。

2 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振込によって指定期日までに受け取るものとする。

4 施設は、本条に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第20条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付するものとする。

第6章 施設の利用に当たっての留意事項

(施設の利用に当たっての基本留意事項)

第21条 施設の入居者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと
- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないこと
- (3) けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと

2 管理者は、入居者が次の各号に該当すると認めたときは、所定の手続により、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。

- (1) 施設の秩序を乱す行為をしたとき
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき
- (3) 故意にこの規程等に違反したとき

第7章 緊急時等における対応方法

(緊急時の対応)

第22条 施設の職員等は、サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、すみやかに配置医または施設の協力医療機関及び代理人、又は家族への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

2 入居者の事故、体調急変時において、総務省消防局の基準に基づき、次の項目のいずれか一つ以上に該当する場合、救急車を呼ぶこととする。

- (1) 意識がない
- (2) 呼吸停止、心臓停止で人工呼吸または心肺蘇生が必要な状態
- (3) 呼吸困難
- (4) 激しい胸痛
- (5) 多量の吐血、下血
- (6) 麻痺が続いている
- (7) 怪我をして多量の出血がある
- (8) 腹部又は頭部を強打した後、痛みが強く、嘔吐や吐き気がする
- (9) 広範囲の火傷
- (10) 意識状態に異常をきたしている

(事故発生時の対応)

第23条 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置については、記録するものとする。

3 施設は、入居者に対する施設サービスの提供において施設の責に帰すべき事由により事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

5 施設の職員が入居者に対して直接介護をしていない状況での事故、及び施設の職員が入居者に対して直接介護をしている状況であっても、災害時の不慮の事態によって生じた事故は不可抗力の事故であるので、損害賠償を免責するものとする。

(事故防止指針)

第24条 事故の発生又は再発を防止するため、事故防止委員を設置する。

2 事故防止委員は2か月に1回事故防止委員会を開催する。

3 事故が発生した際は、発生した部署は経過記録と再発防止策をまとめた事故報告書を事故防止委員に提出する。

4 事故防止委員会は事故報告書を分析し、改善策を策定し、それを職員に周知徹底する。

- 5 事故防止委員会は、委員の中から事故防止担当者を任命する。事故防止担当者は、事故防止委員会の業務を推進することに責任を負うものとする。
- 6 事故防止担当者は外部の研修を受け、事故防止に関する理論と最新情報を学び、それを事故防止委員に伝えるものとする。
- 7 事故防止委員は職員に対して、事故防止に関する研修を実施する。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第25条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定める。
- 2 施設は年2回、定期的に避難、救出その他必要な訓練（うち1回は夜間または夜間想定訓練）を行う。

(業務継続計画の策定等)

- 第26条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定老人施設介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第9章 虐待防止のための措置に関する事項

(虐待防止)

- 第27条 施設においては、理由の如何によらず、入居者に対する虐待、及び虐待に類する行為は一切禁止する。
- 2 施設は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為次の措置を講ずるものとする。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 虐待防止のための指針を整備する。
 - ③ 虐待を防止するための定期的研修を実施する。
 - ④ 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
 - 3 従業者が入居者に対する虐待を行った場合は、当該職員を厳しく処罰する。
 - 4 従業者に虐待禁止の研修教育を徹底すると共に、虐待行為が行われないよう管理者が適切に職員を監督するものとする。

第10章 その他運営に関する事項

(衛生管理等)

- 第28条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療用具の管理を適正に行う。
- 2 事業所において、感染症の発生、及びまん延防止を防止するために必要な措置を講ずる。
 - ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底する。
 - ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ③ 施設は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(備品及び所持品の防災加工処理品)

- 第29条 消防署の指導に基づき、備品及び所持品のうち、カーテン類、敷物類、壁に掛ける布類（のれ

ん等)は全て防災加工処理された物とする。また、寝具類(布団、毛布、枕等)及びリネン類(シーツ、カバー等)も可能な限り、防災加工処理された物とする。

(協力医療機関等)

第30条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めておくものとする。

- ① 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - ② 当該施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - ③ 入所者の病状が急変した場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 施設は1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称を横須賀市長に届けるものとする。
 - 3 入居者の日常における健康管理、医療管理及び緊急事態の対応を目的として、衣笠病院と提携する。
 - 4 入居者の日常における口腔状態の管理、口腔ケア及び歯科治療を目的として、太陽の家附属歯科診療所、湘南グリーンクリニックと提携する。

(重要事項の揭示)

第31条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示する。

(秘密保持等)

- 第32条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用契約にその旨明記する等、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

- 第33条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情・相談処理)

- 第34条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情・相談に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 施設は、提供した施設サービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(身体的拘束等について)

- 第35条 施設においては、入居者の生命、安全の確保のためにやむを得ない場合を除き、入居者の拘束、及び拘束に類する行為は一切行わないものとする。
- 2 入居者の生命、安全の確保のためにやむを得ず拘束等を行う場合は、虐待・身体拘束防止委員会で検討を行い、入居者の家族に事情を説明し、同意を得るものとする。
- 3 上記の事情により拘束等を行った場合は、拘束等の理由、方法、場所、時間、入居者の様子、対応を記録するものとする。
- 4 一日でも早く拘束等を解消するための検討、観察を行い、拘束等が必要な事情が解消された場合は、速やかに拘束等を中止するものとする。
- 5 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 6 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 7 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(会計の区分)

- 第36条 施設は、施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分するものとする。
- 2 施設の経理は、経理規程の定めるところによる。

(記録の整備)

- 第37条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(職員研修)

- 第38条 施設は、全ての老人福祉施設介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。
- | | |
|-------------|--------------|
| ① 採用時研修 | 採用後1ヶ月以内 |
| ② 年次研修 | 毎年2～3回、全職員対象 |
| ③ 他施設における研修 | 随時 |

(ハラスメント対策)

- 第39条 施設は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(法令との関係)

- 第40条 この規程に定めのない事項については、介護保険法、老人福祉法、横須賀市条例、その他関連法令の定めるところによる。

付 則

- この規程は、平成24年 4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年 3月1日から施行する。
- この規程は、平成26年 3月1日から施行する。
- この規程は、平成27年 5月1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月1日から施行する。
この規程は、平成29年 8月1日から施行する。
この規程は、平成29年10月1日から施行する。
この規程は、平成30年 2月1日から施行する。
この規程は、平成30年 4月1日から施行する。
この規程は、令和 元年 6月1日から施行する。
この規程は、令和 元年10月1日から施行する。
この規定は、令和 2年 3月1日から施行する。
この規定は、令和 2年 9月1日から施行する。
この規程は、令和 3年 4月1日から施行する。
この規程は、令和 4年10月1日から施行する。
この規程は、令和 5年 4月1日から施行する。
この規程は、令和 6年 4月1日から施行する。
この規定は、令和 7年 2月1日から施行する。
この規定は、令和 7年 7月1日から施行する。